

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月1日
【会社名】	三菱UFJリース株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Lease & Finance Company Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柳井 隆博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 富永 修
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	東京03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 富永 修
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年8月24日
【発行登録書の効力発生日】	2017年9月1日
【発行登録書の有効期限】	2019年8月31日
【発行登録番号】	29 - 関東 2
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 300,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2019年7月1日(提出日)であります。
【提出理由】	2017年8月24日に提出した発行登録書の記載事項中、 「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正 を必要とするため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	三菱UFJリース株式会社 名古屋本社 (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱UFJリース株式会社 大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱UFJリース株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号) 三菱UFJリース株式会社 大阪オフィス (大阪府中央区伏見町四丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、20,000百万円を社債総額とする三菱UFJリース株式会社第70回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」という。）を利率0.050%～0.450%の範囲内で、下記の概要にて発行する予定であります。なお、財務上の特約として、担保提供制限および担付切換条項を特約する予定であります。

各社債の金額 : 100万円
発行価格 : 額面100円につき金100円
償還金額 : 額面100円につき金100円
条件決定日（予定） : 2019年7月16日
申込期間（予定） : 2019年7月17日から2019年7月29日まで
払込期日（予定） : 2019年7月30日
償還期限（予定） : 2025年7月30日

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、20,000百万円を社債総額とする三菱UFJリース株式会社第70回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を取得させる際の引受金融商品取引業者及び社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しています。

社債の引受け

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

(注) 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社および東海東京証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社（以下「独立引受幹事」という。）とし、独立引受幹事が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じる予定であります。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。

2. 引受人のうち三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：株式会社三菱UFJ銀行

住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行います
が、店舗によっては、募集の取扱いが行われない場合があります。

社債管理の委託

社債管理者の名称	住所
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号